



議案第四号

三朝町土地開発公社定款の一部変更について

次のとおり三朝町土地開発公社定款の一部を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十四条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年一月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年壹月廿壹日原案可決

三朝町議会議長牧田 積

三朝町土地開発公社定款の一部を変更する定款

三朝町土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

第四条中

「鳥取県東伯郡三朝町大字三朝九百七十三番地の一」を「鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬九百九十九番地の二」に改める。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可のあつた日からその効力を生じる。